

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第9回）

◆開会年月日	令和7年6月4日（水曜日）									
◆開催の場所	第1・2委員会室									
◆出席委員	佐藤利器	委員長	平山杏香	委員						
	堀込彰二	副委員長	吉岡健二	委員						
	森 覚	委員	斉藤雄二	委員						
	中島綾菜	委員	松井優美子	委員						
◆オンライン出席委員	矢部正平	委員								
◆欠席委員	木村忠義	委員								

-
- ◆協議事項 6月定例会の運営について
検討事項「議会改革について」反問権の導入について
-

※ 6月2日付けで、木村委員から通院のため欠席するとの届け出があったことから、欠席。

◆議事内容

午前9時58分開会

6月定例会の運営について

1 説明員について

執行部から、説明員として市民生活部長事務代理が出席するとの報告があった。

→ 了解

※「不在となっている市民生活部長について市長から何か話はあるか。」

＜斉藤委員＞

※「ない。」＜武田事務局長＞

2 閉会中の特定事件の常任委員長報告について

建設環境委員長から5月7日の委員会で特定事件「水害対策について」の調査を終了した旨の申し出があった。

よって、閉会中の特定事件を議題とし、常任委員長報告を行うもの。

上程時期は、諸報告終了後。

→ 諸報告終了後に常任委員長報告を行うことを決定

常任委員長報告に対する質疑は、先例により行う。

→ 質疑を行うことを決定

なお、質疑通告は、常任委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。 → 了解
（「続行」の声があれば、議事を流す。）

3 市長提出議案について（告示日送付分）

・議案 11件 報告 14件 → 了解

4 市長提出議案について（6月4日送付分）

- ・第55号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第4号）
- ・第56号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案については、本日の議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただきます。 → 了解

- 上程時期 → 告示日送付分の市長提出議案と同時期に上程することを決定
- 質疑通告締切 → 開会日の本会議終了30分後に締め切ることを決定
- 質疑時間 → 答弁を含め80分以内（告示日送付分と別枠）とすることを決定
- 質疑時期 → 告示日送付分の質疑終了後（議事日程は告示日送付分の質疑と同一）とすることを決定
- 通告書一覧表 → 通告があった場合、議会運営委員会で確認後、配付することを決定

5 請願・陳情について

- ・請願 なし 陳情 2件 → 了解

なお、陳情第4号及び陳情第5号は、参考資料として別途資料が添付されているが、資料については議会事務局に保管している。 → 了解

6 議案の委員会付託について（6月4日送付分を含む）

- ・総務文教 議案 6件 請願 なし
- ・福祉子ども 議案 2件 請願 なし
- ・建設環境 議案 3件 請願 なし

付託案件については、別紙委員会付託表のとおり

→ 別紙委員会付託表のとおり付託することを決定

なお、人事案件（不当要求行為等・公益通報委員会委員3件）については、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、委員会付託を省略する。

→ 省略することを決定

7 議案質疑通告者、一般質問通告者及び所管事務の質問通告者について

- ・議案質疑 2名 一般質問 15名 所管事務 1名 → 了解

6月4日送付分の市長提出議案に対する質疑通告があった場合は、告示日送付分の質疑終了後に質疑を行う。 → 了解

8 会期について

令和6年12月4日の議会運営委員会で内定しているとおり、会期は6月23日までの19日間といたしたい。

なお、一般質問通告者の人数及び時間を勘案し、6月18日（水）及び19日（木）は休会となる。

会期表（案）は別紙のとおり。

→ 6月23日までの19日間とすることを決定

9 開会日の議事日程について

- ・別紙議事日程のとおり → [別紙のとおりとすることを決定](#)
(※休憩箇所の確認) → [了解](#)

10 その他

(1) 議員互助会定期総会の開催について

開会日の本会議終了後に、議員互助会定期総会の日程を協議するための議員互助会役員会が開催される。開催の日程が決まり次第、別途LINEWORKSにて通知する。 → [了解](#)

(2) 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

埼玉県後期高齢者医療広域連合について、市議会議員区分に3名の欠員が生じており、6月9日（月）までの候補者受付期間において、構成団体の市議会議員からの候補者が定数を超えた場合には、選挙をお願いすることとなる。

また、選挙を実施する場合は、最終日に行う予定。

なお、詳細については、選挙当日の議会運営委員会で説明させていただく。

→ [了解](#)

(3) 議員の派遣について

7月1日（火）に開催される東南部正副議長会第1回正副議長会に係る議員派遣の本会議手続は、最終日をお願いする予定。 → [了解](#)

(4) 意見書等（議員提出議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、意見書等の原案の提出締め切りは6月12日（木）常任委員会開催日3日目、成文の提出締め切りは6月19日（木）一般質問終了予定日の正午までとなっている。 → [了解](#)

検討事項

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

5月14日の議会運営委員会で反問権の導入については、議長や委員長の裁量の範囲及び反問権の行使により発生した時間を発言時間に含めないとした場合の反問回数の制限に関する事項も踏まえた上で、一度各会派に持ち帰って、検討状況を報告することを決定した、「反問権の導入について」ご協議いただきたい。

【令和7年5月14日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党・ 無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	反問権を行使した他市議会への視察を実施し、事例を調査することも大事ではないか。 反問権の導入は6月定例会にこだわらず慎重に検討し決めたい。提案者にどういった内容を想定して提案したのか聞きたい。	検討内容が細かいので会派に持ち帰って検討したい。反問権を導入することとなった場合、執行部の発言内容が反問でなかったりしたときに議長及び委員長が議事整理できるのか、反問権の行使により発生した時間を質問時間に含めないのであれば、反問回数の制限を検討事項としなくてもよいのか、この2点を確認したい。	会派に持ち帰って検討したい。	①～④	会派に持ち帰って検討したい。
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他				①～⑥	
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等				①～⑦	
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間に含む				①	
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他				①	
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】 自席 ②その他				①	
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他				①	

- ※「まとまっていない。」＜松井委員＞
- ※「詳細を打ち合わせていない。」＜吉岡委員＞
- ※「まとまっていない。」＜森委員＞
- ※「令和7年5月14日時点での意見から変更ない。」＜斉藤委員＞
- ※「もう少し会派で慎重に検討したい。まとまっていない。」＜中島委員＞
- ※「各会派、意見がまとまっていないようなので、6月定例会中に次会日程についてお知らせさせていただき、協議を続けることでよいか。」
＜佐藤委員長＞
- ※「よい。」＜全委員＞
- 6月定例会中に議会運営委員会を開催し、協議を続けることを決定

午前10時16分閉会

-
- ◆配付資料
- ・ 議会運営委員会協議事項
 - ・ 市長提出議案（第55号議案及び第56号議案）
 - ・ 陳情一覧表
 - ・ 議案の委員会付託表
 - ・ 議案質疑・一般質問発言者日程表
 - ・ 議案質疑・一般質問発言通告書一覧表
 - ・ 所管事務の質問・委員会発言通告書一覧表
 - ・ 会期表（案）
 - ・ 議事日程

議会運営委員会協議事項

令和 7 年 6 月 4 日（水）
午前 10 時 第 3 委員会室

〈開会前〉

※ 6 月 2 日付けで、木村委員から通院のため欠席するとの届け出があったことから、欠席。

6 月定例会の運営について

1 説明員について

執行部から、説明員として市民生活部長事務代理が出席するとの報告があった。

2 閉会中の特定事件の常任委員長報告について

建設環境委員長から 5 月 7 日の委員会で特定事件「水害対策について」の調査を終了した旨の申し出があった。

よって、閉会中の特定事件を議題とし、常任委員長報告を行うもの。

上程時期は、諸報告終了後。

常任委員長報告に対する質疑は、先例により行う。

なお、質疑通告は、常任委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。

（「続行」の声があれば、議事を流す。）

3 市長提出議案について（告示日送付分）

- ・ 議案 11 件 （補正予算 1 件、条例 2 件、財産の取得 2 件、訴えの提起 2 件、損害賠償 1 件、人事 3 件）
- ・ 報告 14 件 （専決処分 2 件、繰越報告 9 件、事業報告 3 件）

4 市長提出議案について（6 月 4 日送付分）

- ・ 第 55 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 4 号）
- ・ 第 56 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案については、本日の議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただきます。

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ○上程時期 | 告示日送付分の市長提出議案と同時期 |
| ○質疑通告締切 | 開会日の本会議終了 30 分後まで |
| ○質疑時間 | 答弁を含め 80 分以内（告示日送付分と別枠） |
| ○質疑時期 | 告示日送付分の質疑終了後（議事日程は告示日送付分の質疑と同一） |

○通告書一覧表

通告があった場合、議会運営委員会で確認後、配付
その際は、6月9日の本会議前に議会運営委員会を開催
いただきたい。（通告がなかった場合は、持ち回り議運）

（告示以降、開会前までに別枠で議案が提出された先例）※過去10年 ※議選監査除く

令和4年12月定例会 第111号議案 財産の取得について（11月24日告示→11月29日送付→
12月1日開会）

令和3年12月定例会 第131号議案 専決処分の承認を求めることについて〔令和3年度草
加市一般会計補正予算（第10号）〕

第132号議案 令和3年度草加市一般会計補正予算（第11号）

（11月22日告示→11月29日送付→11月30日開会）

令和2年12月定例会 第100号議案 草加駅東口駅前広場整備Ⅱ期工事請負契約の締結につ
いて

第101号議案 たかさご保育園建設工事（建築工事）請負契約の締結
について

（11月19日告示→11月25日送付→11月26日開会）

令和2年6月定例会 第51号議案 令和2年度草加市一般会計補正予算（第6号）

第52号議案 令和2年度草加市立病院事業会計補正予算（第1号）

（5月28日告示→6月3日送付→6月4日開会）

令和元年9月定例会 第91号議案 草加市開発・建築関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
の制定について（8月22日告示→8月28日送付→8月29日開会）

5 請願・陳情について

・請願 なし

・陳情 2件（別紙一覧表のとおり）

なお、陳情第4号及び陳情第5号は、参考資料として別途資料が添付されてい
るが、資料については議会事務局に保管している。

6 議案の委員会付託について（6月4日送付分を含む）

・総務文教 議案 6件 請願 なし

・福祉子ども 議案 2件 請願 なし

・建設環境 議案 3件 請願 なし

付託案件については、別紙委員会付託表のとおり

なお、人事案件（不当要求行為等・公益通報委員会委員3件）については、
「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、委員会付託を省略する。

7 議案質疑通告者、一般質問通告者及び所管事務の質問通告者について

- ・ 議案質疑 2名 110分（1時間50分）
- ・ 一般質問 15名 730分（12時間10分）
- ・ 所管事務 1名 15分（福祉子ども委員会）

6月4日送付分の市長提出議案に対する質疑通告があった場合は、告示日送付分の質疑終了後に質疑を行う。

8 会期について

令和6年12月4日の議会運営委員会で内定しているとおり、会期は6月23日までの19日間といたしたい。

なお、一般質問通告者の人数及び時間を勘案し、6月18日（水）及び19日（木）は休会となる。

会期表（案）は別紙のとおり。

9 開会日の議事日程について

- ・ 別紙議事日程のとおり（※休憩箇所の確認）

10 その他

(1) 議員互助会定期総会の開催について

開会日の本会議終了後に、議員互助会定期総会の日程を協議するための議員互助会役員会が開催される。開催の日程が決まり次第、別途LINEWORKSにて通知する。

(2) 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

埼玉県後期高齢者医療広域連合について、市議会議員区分に3名の欠員が生じており、6月9日（月）までの候補者受付期間において、構成団体の市議会議員からの候補者が定数を超えた場合には、選挙をお願いすることとなる。

また、選挙を実施する場合は、最終日を行う予定。

なお、詳細については、選挙当日の議会運営委員会で説明させていただく。

(3) 議員の派遣について

7月1日（火）に開催される東南部正副議長会第1回正副議長会に係る議員派遣の本会議手続は、最終日をお願いする予定。

(4) 意見書等（議員提出議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、意見書等の原案の提出締め切りは6月12日（木）常任委員会開催日3日目、成文の提出締め切りは6月19日（木）一般質問終了予定日の正午までとなっている。

検討事項について

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

5月14日の議会運営委員会で反問権の導入については、議長や委員長の裁量の範囲及び反問権の行使により発生した時間を発言時間に含めないとした場合の反問回数の制限に関する事項も踏まえた上で、一度各会派に持ち帰って、検討状況を報告することを決定した、「反問権の導入について」ご協議いただきたい。

【令和7年5月14日時点での各会派の意見】

項目	草加自民 党・無所属 の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	反問権を行 使した他市 議会への視 察を実施 し、事例を 調査するこ とも大事で はないか。 反問権の導 入は6月定 例会にこだ わらず慎重 に検討し決 めたい。提 案者にどう いう内容を 想定して提 案したのか 聞きたい。	検討内容が 細かいので 会派に持ち 帰って検討 したい。 反問権を導 入すること となった場 合、執行部 の発言内容 が反問でな かったりし たときに議 長及び委員 長が議事整 理できるの か、反問権 の行使によ り発生した 時間を質問 時間を含め ないのであ れば、反問 回数制限を 検討事項と しなくても よいのか、 この2点を確認 したい。	会派に持ち 帰って検討 したい。	①～④	会派に持ち帰 って検討した い。
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他				①～⑥	
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等				①～⑦	
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間を含む				①	
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他				①	
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般 質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】 自席 ②その他				①	
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他				①	

令和 7 年 6 月 5 日 招 集

議 案

草 加 市 議 会 6 月 定 例 会

議 案 目 次

第 5 5 号議案	令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 4 号）	別添
第 5 6 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

第 5 6 号議案

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

令和7年4月30日付け草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人の費用弁償の額の見直しを行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「選挙立会人、投票管理者、投票立会人、期日前投票所投票管理者、期日前投票所投票立会人、開票管理者及び開票立会人」を「投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	費用弁償の額
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる額
投票所の投票管理者	法第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる額
期日前投票所の投票管理者	法第 14 条第 1 項第 4 号に掲げる額
開票管理者	法第 14 条第 1 項第 5 号に掲げる額
投票所の投票立会人	法第 14 条第 1 項第 6 号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	法第 14 条第 1 項第 8 号に掲げる額
開票立会人	法第 14 条第 1 項第 9 号に掲げる額
選挙立会人	法第 14 条第 1 項第 10 号に掲げる額

備考 選挙会又は開票が翌日に引き続いた場合は、1 日とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考 資 料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新																		
(費用弁償) 第 4 条 条文略 2 選挙長、選挙立会人、投票管理者、投票立会人、開票立会人及び開票立会人、期日前投票所投票立会人、開票管理者及び開票立会人がその職務に従事したときは、別表第 2 に定める費用弁償を支給する。 3 条文略 ～ ～ 5 条文略 別表第 2（第 4 条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>費用弁償の額 (1 回の選挙につき)</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>10,400 円</td></tr> <tr> <td>選挙立会人</td><td>8,600 円</td></tr> <tr> <td>投票管理者</td><td>12,300 円</td></tr> <tr> <td>投票立会人</td><td>10,500 円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所投票管理者</td><td>10,800 円</td></tr> </table>	区分	費用弁償の額 (1 回の選挙につき)	選挙長	10,400 円	選挙立会人	8,600 円	投票管理者	12,300 円	投票立会人	10,500 円	期日前投票所投票管理者	10,800 円	(費用弁償) 第 4 条 条文略 2 選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人がその職務に従事したときは、別表第 2 に定める費用弁償を支給する。 3 条文略 ～ ～ 5 条文略 別表第 2（第 4 条関係） <table> <tr> <th>区分</th><th>費用弁償の額</th></tr> <tr> <td>選挙長</td><td>国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和 25 年法律第 179 号。以下「法」という。)第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる額</td></tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td><td>法第 14 条第 1 項第 2 号に掲</td></tr> </table>	区分	費用弁償の額	選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和 25 年法律第 179 号。以下「法」という。)第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる額	投票所の投票管理者	法第 14 条第 1 項第 2 号に掲
区分	費用弁償の額 (1 回の選挙につき)																		
選挙長	10,400 円																		
選挙立会人	8,600 円																		
投票管理者	12,300 円																		
投票立会人	10,500 円																		
期日前投票所投票管理者	10,800 円																		
区分	費用弁償の額																		
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和 25 年法律第 179 号。以下「法」という。)第 14 条第 1 項第 1 号に掲げる額																		
投票所の投票管理者	法第 14 条第 1 項第 2 号に掲																		

期日前投票所投票立会人	9, 3 0 0 円
開票管理者	1 0, 4 0 0 円
開票立会人	8, 6 0 0 円

	げる額
期日前投票所の投票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額
開票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額
投票所の投票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額
開票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 9 号に掲げる額
選挙立会人	法第 1 4 条第 1 項第 1 0 号に掲げる額

備考 選挙会又は開票が翌日に引き続いた場合は、1 日とみなす。

令和 7 年 度

草 加 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 4 号 ）

第 55 号議案

令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度草加市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 732 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,610,702 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

埼玉県草加市長 瀬戸 百合子

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		19,543,605	732	19,544,337
	3 委託金	176,407	732	177,139
歳入合計		92,609,970	732	92,610,702

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,824,660	732	10,825,392
	4 選挙費	181,493	732	182,225
歳 出 合 計		92,609,970	732	92,610,702

草加市一般会計歳入歳出補正予算（第４号）事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	19,543,605	732	19,544,337
歳入合計	92,609,970	732	92,610,702

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	10,824,660	732	10,825,392
歳 出 合 計	92,609,970	732	92,610,702

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
732			
732			

2 歳 入
(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	126, 540	732	127, 272
計	176, 407	732	177, 139

14 国庫支出金

(単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	732	参議院議員選挙費委託金

3 歳 出
(款) 2 総 務 費

(項) 4 選 挙 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2参議院議員 選挙費	135,178	732	135,910	732			
計	181,493	732	182,225	732			

2 総 務 費

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅 費	732	◎参議院議員通常選挙執行 [選挙管理委員会] ・旅 費

令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 4 号）

1 概 要

草加市一般会計補正予算（第 4 号）については、歳入歳出予算の補正を行うものであります。

歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算総額 92,609,970 千円に、歳入歳出それぞれ 732 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,610,702 千円とするものであります。

その内容は、歳入については、国庫支出金の追加を行うものであり、歳出については、参議院議員通常選挙執行に係る経費の追加を行うものであります。

2 歳 出 予 算 財 源 内 訳 一 覧 表
 (個 表)
 02款 総務費
 04項 選挙費
 02目 参議院議員選挙費

款 項 目	事 務 事 業 名 及 び 事 業 内 容
02. 04. 02	
	参議院議員通常選挙執行 [選挙管理委員会] [補正理由] 草加市特別職報酬等審議会の答申に鑑み、投票管理者等の費用弁償の額の見直しを行うものです。
	合 計

単位：千円

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
732	732				
732	参議院議員選挙 費委託金 732				
732	732				

令和 7 年草加市議会 6 月定例会

陳 情 一 覧 表

陳情番号	件 名
陳情第 4 号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書
陳情第 5 号	まつばらきた保育園の、公私連携型保育所移行計画に関する陳情書

令和 7 年草加市議会 6 月定例会

議案の委員会付託表

委員会名	付 託 件 名	
総務文教 委 員 会	第 4 4 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）第 1 条 歳入全款、歳出中、総務部及び教育委員会に係る部分	
	第 4 5 号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について	
	第 4 8 号議案 財産の取得について	
	第 4 9 号議案 訴えの提起について	
	第 5 5 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 4 号）	
	第 5 6 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
福祉子ども 委 員 会	第 4 4 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 3 号）第 1 条 歳出中、福祉部及びこども未来部に係る部分	
	第 5 0 号議案 訴えの提起について	
建設環境 委 員 会	第 4 6 号議案 草加市土砂等の堆積の規制に関する条例を廃止する条例の制定について	
	第 4 7 号議案 財産の取得について	
	第 5 1 号議案 損害賠償の額を定めることについて	

発言者日程表

令和7年 6月定例会	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
	6/5 (木)	6/6 (金)	6/7 (土)	6/8 (日)	6/9 (月)	6/10 (火)	6/11 (水)	6/12 (木)	6/13 (金)	6/14 (土)	6/15 (日)	6/16 (月)	6/17 (火)	6/18 (水)	6/19 (木)	6/20 (金)	6/21 (土)	6/22 (日)	6/23 (月)
	開 会 日	議 案 調 査 日	休 会	休 会	議 案 質 疑	総 務 文 教 委 員 会	福 祉 子 ど も 委 員 会	建 設 環 境 委 員 会	予 備 日	休 会	休 会	一 般 質 問	一 般 質 問	休 会	休 会	休 会	休 会	休 会	最 終 日
議案質疑 110分 (1時間50分)	1 平野厚子 議員				80														
	2 佐藤憲和 議員				30														
一般質問 730分 (12時間10分)	1 佐藤憲和 議員											80							
	2 矢部正平 議員											50							
	3 川崎久範 議員											40							
	4 木村忠義 議員											50							
	5 堀込彰二 議員											40							
	6 金井俊治 議員											60							
	7 並木正成 議員											40							
	8 石川祐一 議員											30							
	9 菊地慶太 議員												40						
	10 関一幸 議員												30						
	11 吉岡健 議員												40						
	12 藤原みどり 議員												60						
	13 森 覚 議員												40						
	14 平野厚子 議員												80						
	15 平山杏香 議員												50						

令和7年草加市議会6月定例会

議案質疑発言通告書一覧表

順位	発言者及び時間	発言の要旨	メモ
1	6番 平野 厚子 議員 80分	1 第44号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第3号） ア、内容について 2 第45号議案 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について ア、内容について 3 第46号議案 草加市土砂等の堆積の規制に関する条例を廃止する条例の制定について ア、内容について 4 第47号議案 財産の取得について ア、内容について 5 第48号議案 財産の取得について ア、内容について 6 第49号議案 訴えの提起について及び第50号議案 訴えの提起について ア、内容について 7 第51号議案 損害賠償の額を定めることについて ア、内容について 8 第52号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて、第53号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて及び第54号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて ア、内容について 9 第16号報告 令和6年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について ア、内容について	
2	20番 佐藤 憲和 議員 30分	1 第48号議案について ア、内容について	

令和 7 年草加市議会 6 月定例会

一般質問発言通告書一覧表

順位	発言者及び時間	発 言 の 要 旨	メ モ
1	20 番 佐藤 憲和 議員 80 分	1 八潮市で起きた道路陥没事故に関する事柄及び下水道事業について 2 児童クラブについて 3 保育について 4 公共発注について	
2	14 番 矢部 正平 議員 50 分	1 保育園に関する事柄について 2 公園に関する事柄について	
3	7 番 川崎 久範 議員 40 分	1 障がい者支援について 2 財政運営の進捗状況について	
4	13 番 木村 忠義 議員 50 分	1 市立病院について 2 北東部のスポーツ施設について	
5	1 番 堀込 彰二 議員 40 分	1 交通安全に関する事柄について 2 上水道に関する事柄について 3 小 1 の壁に関する事柄について	
6	10 番 金井 俊治 議員 60 分	1 災害関連死に関わる事柄について 2 街灯の設置及び地域の安全対策について 3 公共工事に関わる事柄について ア、地元業者優先発注について イ、今年度の公共工事について 4 地域の動物の問題に関わる事柄について	

順位	発言者及び時間	発 言 の 要 旨	メ モ
7	17番 並木 正成 議員 40分	1 学校教育に関する事柄について ア、草加市の児童・生徒の学力向上に向けた取組と成果・課題について イ、中学校の部活動について	
8	12番 石川 祐一 議員 30分	1 道路の整備に関する事柄について 2 子どもの遊び場に関する事柄について	
9	5番 菊地 慶太 議員 40分	1 医療的ケア児とその家族に対する支援について 2 障がいのある方の外出機会の確保について	
10	27番 関 一幸 議員 30分	1 働きやすい職場づくりについて	
11	18番 吉岡 健 議員 40分	1 粗大ごみについて 2 放課後児童クラブについて	
12	3番 藤原 みどり議員 60分	1 公園に関する事柄について 2 交通空白地域に関する事柄について 3 図書館行政に関する事柄について	
13	2番 森 覚 議員 40分	1 道路等の不具合の通報に関する事柄について 2 駅前交通に関する事柄について	
14	6番 平野 厚子 議員 80分	1 保育及び学童保育について 2 会計及び財政の在り方について 3 市長の政治姿勢について	

順位	発言者及び時間	発 言 の 要 旨	メ モ
1 5	8 番 平山 杏香 議員 5 0 分	1 生活保護について	

令和7年草加市議会6月定例会

所管事務の質問・委員会発言通告書一覧表

福祉子ども委員会			
順位	発言者及び時間	発 言 の 要 旨	メ モ
1	平野 厚子 委員 15分	1 重度心身障害者医療制度について	

令和7年草加市議会6月定例会会期表（案）

6月5日（木）～6月23日（月）

（19日間）

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	6 月 5 日	木	午前10時	○ 開 会 ○ 開 議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸 報 告 ○ 閉会中の特定事件の上程 ○ 常任委員長報告 ※ 建設環境委員長報告 ○ 常任委員長報告に対する質疑 ○ 市長提出議案の報告及び上程 ○ 市長提出議案の説明
第 2 日	6 月 6 日	金		議案調査日
第 3 日	6 月 7 日	ⓧ		休 会
第 4 日	6 月 8 日	ⓧ		休 会
第 5 日	6 月 9 日	月	午前10時	○ 市長提出議案に対する質疑 ○ 委員会付託省略（第52号議案から第54号議案） ○ 議案の各常任委員会付託
第 6 日	6 月 10 日	火	午前10時	● 総務文教委員会
第 7 日	6 月 11 日	水	午前10時	● 福祉子ども委員会
第 8 日	6 月 12 日	木	午前10時	● 建設環境委員会
第 9 日	6 月 13 日	金	午前10時	● 各常任委員会（予備日）
第10日	6 月 14 日	ⓧ		休 会
第11日	6 月 15 日	ⓧ		休 会
第12日	6 月 16 日	月	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第13日	6 月 17 日	火	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第14日	6 月 18 日	水		休 会
第15日	6 月 19 日	木		休 会
第16日	6 月 20 日	金		休 会
第17日	6 月 21 日	ⓧ		休 会
第18日	6 月 22 日	ⓧ		休 会
第19日	6 月 23 日	月	午前10時	○ 議案の上程 ○ 各常任委員長報告 ※ 総務文教委員長報告 ※ 福祉子ども委員長報告 ※ 建設環境委員長報告 ○ 各常任委員長報告に対する質疑 ○ 討 論 ○ 採 決

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	摘 要
				○ 議員の派遣 ○ 閉 会

令和 7 年 草 加 市 議 会 6 月 定 例 会

議 事 日 程 （ 第 1 日 ）

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

午 前 1 0 時 開 会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 市長あいさつ
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 諸 報 告
 - (1) 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員の報告
 - (2) 定例監査及び例月出納検査結果の報告
- 7 閉会中の特定事件の上程
- 8 常任委員長報告
 - △ 建設環境委員長報告

- 9 常任委員長報告に対する質疑
- 1 0 市長提出議案の報告及び上程
- 1 1 市長提出議案の説明
- 1 2 次会日程報告
- 1 3 散 会

（質疑通告受付）